

がん対策基本法(平成28年12月改正・施行)

第6回がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会資料2(29.6.21)

第三章 基本的施策

第二節 がん医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法、**緩和ケア(がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為)**をいう。第十七条において同じ。)のうち医療として提供されるものその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん患者の状況に応じて**緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること**、がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活(これに係るその家族の生活を含む。以下この条において同じ。)の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会開催指針の改正に関する今後のスケジュール(案)

平成29年度

平成30年度

平成31年度

移行期間(新・旧混在)

第6回がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会資料2(29.6.21)一部改変

6/21

9/4

12月頃

4月

4月

第6回検討会 指針改正に関する議論

第7回検討会 指針改正案提示

緩和ケア研修開催指針改正

E-learning
集合研修
プログラム
作成

新指針施行開始

新指針による
研修
指導者育成研修

旧指針による研修※
単位型
一般型

新指針完全施行

※移行期間においては、新・旧一方のみの開催指針に準拠した内容とする。旧指針における単位型において、新指針の単位の読み替えを行うことはできない。

主な変更点(案)概要①

現・指針		新・指針
がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針	表題	がん等の診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針
がん対策推進基本計画の改正に伴う変更	趣旨	がん対策基本法の改正に伴う変更
集合研修のみ	研修会の構造	e-learning＋集合研修
がん診療に携わる全ての医師	研修対象者	がん等の診療に携わる全ての医師 これらの医師・歯科医師と協働し、 緩和ケアに従事するその他の医療従事者
がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療拠点病院	全医師が受講すべき施設	がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療拠点病院、 <u>地域がん診療病院</u>
なし	全医師が受講を望ましい施設	<u>拠点病院等と連携する在宅療養支援診療所・病院及び緩和ケア病棟を有する病院</u>
なし	e-learning管理責任者	<u>e-learning管理責任者</u> (新設)
研修会主催責任者・研修会企画責任者 研修会協力者	集合研修実施担当者	<u>集合研修主催責任者・集合研修企画責任者</u> <u>集合研修協力者・集合研修事務担当者</u>
(緩和ケアのみ) 指導者研修会修了者	企画責任者	<u>(緩和ケア・精神腫瘍学いずれかの)</u> <u>指導者研修会修了者</u>

主な変更点(案)概要②

現・指針		新・指針
2日間・12時間 (所定の場所のみで研修)	形式・要件	<p><u>e-learning: 時間規定なし</u> (都合の良い時間・場所で研修が可能)</p> <p><u>集合研修: 5時間30分以上</u></p>
<p>拠点病院の開催促進 民間団体の開催支援 がん診療に携わる医師への広報 に努めること</p>	都道府県における役割	<p>拠点病院の開催促進 民間団体の開催支援 <u>がん等の診療に携わる医師等への広報</u> (特に拠点病院・それらと連携する医療施設等・緩和ケア病棟を有する施設) <u>に努めなければならない</u></p>
	継続研修	<u>e-learning</u> を利用するなどして継続的に習得していくよう努めること
<u>研修会主催責任者は、修了証書を提出</u>	修了証書の発行手順	<u>集合研修事務担当者は、e-learning修了証書、(集合研修)修了証書を提出</u>

主な変更点(案)e-learning①

現・指針(一般型*)	新・指針
<p>必修科目:10科目(①-⑩) 選択科目:⑩(ア-オ)5項目から1科目以上を選択 (実施主体が選択する)</p>	<p>必修科目:10科目(①-⑩) 選択科目:5科目(⑪-⑮)から2科目以上を選択 (参加者が選択できる)</p>
<p>⑥ 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケアについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)</p>	<p>① 患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア(がんと診断された時からの緩和ケアについての説明も含むこと)</p>
<p>① 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和について</p>	<p>② 苦痛のスクリーニングとその結果に応じた症状緩和及び<u>専門的な緩和ケアへのつなぎ方</u></p>
<p>② がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法について(放射線治療や神経ブロックの適応も含めた専門的な緩和ケアへの依頼の要点及び多様化する医療用麻薬の使用上の注意点などにも配慮した内容であること)</p>	<p>③ がん疼痛の機序、評価及びWHO方式のがん疼痛治療法を基本とした疼痛緩和に係る治療計画などを含む具体的なマネジメント方法(医療用麻薬に関する誤解を踏まえた上で、<u>多様化する医療用麻薬の使用上の注意点、副作用やその対策への説明、医療用麻薬の提供における多職種の役割、専門的な緩和ケア(緩和的放射線治療や神経ブロック等)への依頼の要点を含む</u>)</p>

*緩和ケア研修会は一般型と単位型があるが、ここでは一般型を例に示す

主な変更点(案)e-learning②

現・指針(一般型)	新・指針
④ 呼吸困難、消化器症状等のがん疼痛以外の身体症状に対する緩和ケアについて(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと)	④ 呼吸困難等の身体的苦痛に対する緩和ケア ⑤ 消化器症状等の身体的苦痛に対する緩和ケア(治療に伴う副作用・合併症等の身体的苦痛の緩和も含むこと)
⑤ 不安、抑うつ及びせん妄等の精神心理的症状に対する緩和ケアについて	⑥ 不安、抑うつ等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア ⑦ せん妄等の精神心理的苦痛に対する緩和ケア
⑥ がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと)	⑧ <u>がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーション(患者への悪い知らせの伝え方、がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することを</u> 含む)
⑨ がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について	⑨ がん患者の療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアの実際について
なし	⑩ <u>人生の最終段階における支援(アドバンス・ケア・プランニング、家族の悲嘆や介護体験等への理解、看取りのケア、遺族に対するグリーフケアも学ぶことを</u> 含む)

主な変更点(案)e-learning③

現・指針(一般型)	新・指針
なし	⑪ <u>がん以外に対する緩和ケア</u>
⑩ア 身体的苦痛の緩和(倦怠感、食欲不振等)	⑫ 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア
⑩イ 精神心理的苦痛の緩和(不眠等)	⑬ 不安、抑うつ、せん妄以外の精神的苦痛に対する緩和ケア
⑩ウ 社会的苦痛の緩和(就業や経済負担等)	⑭ 緩和的放射線治療や神経ブロック等の専門的な緩和ケア
なし	⑮ 社会的苦痛に対する緩和ケア(就業者や経済的負担等)

主な変更点(案)集合研修①

現・指針(一般型)	新・指針
なし	① <u>e-Learningで学習した内容の復習及び質問等:45分以上</u>
③ がん疼痛についてのワークショップ:180分以上 ワークショップを実施する際には次に掲げるものを含むこと。 ア グループ演習による症例検討 がん疼痛に対する治療と具体的な処方 イ ロールプレイングによる医療用麻薬を処方するときの患者への説明についての演習(「医療用麻薬の誤解を解く」、「医療用麻薬の副作用と対策の説明を行う」等)	② グループ演習による症例検討:180分以上 ア 身体的苦痛に対する症状緩和について(精神心理的苦痛、社会的苦痛への配慮を含む) イ 地域連携について(療養場所の選択、地域における医療連携、在宅における緩和ケアを含む)

主な変更点(案)集合研修②

現・指針(一般型)	新・指針
<p>⑧ がん緩和ケアにおけるコミュニケーションについてのワークショップ(ロールプレイングによる患者への悪い知らせの伝え方についての演習)(がんと診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明も含むこと):90分以上</p>	<p>④ ロールプレイングによる演習:90分以上 ア <u>がん等の緩和ケアにおけるコミュニケーションについて(患者への悪い知らせを伝え方、がん等と診断された時から行われる当該患者のがん治療全体の見通しについての説明や患者の意思決定を支援することも含むこと)</u></p>
<p>⑩その他 オ がん体験者やケア提供者等からの講演</p>	<p>⑤ <u>がん体験者やケア提供者等からの講演、又は集合研修の実施主体や実施主体と連携する施設等が取り組むがん患者等への支援について:15分以上</u></p>